

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）注入弁の開度計において、全開表示指示に不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置出口サンプル積算計流量モニタにおいて、電源部に不良が認められたため、当該モニタを交換	D	
3	1号機	プロセス放射線モニタ検出器の線源校正に使用する「線源校正距離表」において、古い「線源校正距離表」の誤配布および線源校正を実施（1台）したため、対応検討	B	
4	1号機	水素・酸素供給設備の緊急遮断弁駆動部において、弁作動用窒素ガスの微少の漏えいが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	中性子源領域モニタ計（CH-21）において、ペリオド指示値にヒゲ状の変動事象が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
6	1号機	原子炉格納容器窒素ガス供給系のメークアップ用窒素ガスヒータにおいて、温度制御不良が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	
7	2号機	タービン補機冷却水ポンプ（B）反カップリング側メカシールにおいて、水の連続リークが認められたため、当該メカシールを点検・修理	C	8月22日再審議にてグレード変更「D→C」
8	2号機	炉心スプレイポンプ（B）系潤滑油ポンプ（A）の入口配管接続部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	3号機	計器設定に関する確認において、計器仕様表記載の計器種類名称に誤記（6台）が認められたため、対応検討	C	
10	3号機	過渡現象記録装置において、中央演算制御装置-1の「計算機故障」の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉補機冷却水系ドレン弁下流配管（原子炉建屋地下1階：1箇所）の閉止栓にはずれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	高圧復水ポンプ（B）反カップリング軸受下部フランジ部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉建屋空調ダンパ点検手入工事中において、点検出来ない機器（6箇所）の点検を計画していたことが認められたため、対応検討	C	
14	4号機	高圧復水ポンプ（B）反カップリング側温度検出器のユニオン継手部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	高圧復水ポンプ（B）反カップリング側軸受潤滑油配管のフランジボルトにおいて、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	給復水系電動機駆動原子炉給水ポンプバイパス弁において、グランド部のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A・B）の出口電導度測定装置において、手分析より低い値が認められたため、当該測定装置を点検・校正	D	
18	4号機	低圧復水ポンプ（A）出口弁閉側リミットスイッチ取付ナットにおいて、8本中1本の欠損が認められたため、当該ナットを取付	D	
19	4号機	主タービン主油ポンプ吐出圧力計器収納箱内において、計装配管ユニオン継手部に2箇所の油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）反カップリング側軸受の温度計取付ボルトにおいて、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	4号機	取放水口水温及び水位測定業務において、取水口に水温計を設置する際、水温計設置用治置の先端カギ部の脱落が認められたため、当該部を取付	C	
22	5号機	計器設定に関する確認において、計器仕様表記載の使用先名称に誤記（1台）が認められたため、対応検討	C	
23	5号機	高感度オフガス放射線モニタ装置において、データ通信に不具合が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
24	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）潤滑油タンク用ガス抽出機の軸部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A2）潤滑油タンク用ガス抽出機の軸部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	6号機	給水加熱器（1A・B・C）ドレン水位制御弁システムリークオフラインにおいて、温度上昇が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	6号機	タービン建屋地下コンデミ樹脂ストレーナ室において、空調ダクトからの水漏れが認められたため、対応検討	C	
28	その他	大型乾式使用済燃料キャスク（1D）の漏えい検出用蓋間圧力測定系2系統のうち、1系統において、指示値の振れ幅増加が認められたため、当該測定系を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで